

第9章 自然環境保全対策

第1節 自然環境の現況

1 地勢の特質

本府の地勢の概況については、第1部第1節に述べているところであるが、これらのほか、地質については、北摂山系の大部分は中・古生層からなり、茨木市から能勢町にかけて茨木複合花崗岩体が分布しているので、碎石・マサ土の採取が広く行われている。金剛生駒山系は大部分が領家花崗岩類からなり、北生駒は風化が著しく、標高も小さいので、マサ土の採取による人工改変地形が各所にみられる。和泉葛城山系は和泉層群及び泉南酸性火砕岩類からなっており、丘陵地帯は大阪層群、神戸層群及び段丘層から、沖積低地は沖積層からそれぞれなっている。

また、府域には約1万5千ほどの池沼が点在するが、多くは農業用水に供せられるもので、大規模なものとして久米田池（岸和田市）、狭山池（狭山町）などがある。

なお、気候については、瀬戸内式気候の影響を受けて全国的にみても雨が少なく、年間降水量の平均値は1,390mmであり、年平均気温は15.6℃である。

2 植生

府域の植生の状況については、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づき、全国の植生、野生動物、地形、地質、海中自然環境等の現況を明らかにし、それらをもとに自然度等の判定を行い、全国的視野からの自然保護行政の基礎資料を整備することを目的として、環境庁からの委託を受け、昭和48年度に自然環境保全調査（いわゆる緑の国勢調査）を実施しては握した。

(1) 植生の概況

府域における植生を冷温帯と暖温帯に分けてみると、冷温帯の大部分はモチツツジ・アカマツ群集やスギ・ヒノキ植林などの代償植生に置き変わり、自然植生としては、妙見山、和泉葛城山の山頂部にわずかにブナ林が残存しているにすぎない。

一方、暖温帯は古くから利用の対象にされていたので、大部分は市街地、造成地、田畑及び果樹園となっているが、山地から丘陵にかけては代償植生としてモチツツジ・アカマツ群集、特にアカマツ林が広く分布しており、次いでコナラ群落為主として生駒山系に、スギ・ヒノキ植林が北摂、金剛の山地に、また、クロマツ植林が泉南の山地にそれぞれ分布している。自然植生としては社寺、古墳及び急傾斜地に、アラカシ群落、サカキ・ウラジロガシ群集及びコジイ・クロバイ群集がわずかに残存しているにすぎないが、貴重なものとしてウバメガシ・トベラ群集が岬町の住吉神社に、シリブカガシ群落が堺市の美多弥神社などに残存している。

冷温帯と暖温帯との推移帯である標高 600 ないし 800 m の地帯（能勢町の天王、高槻市の本山寺、河内長野市の岩湧山等）には、モミ、ツガの天然林が点在している。

また、淀川、大和川の河川敷にはヨシ、オギなどが優占する湿原がある。

(2) 植生自然度

府域の現況植生を、緑の国勢調査により、土地に対する人為的な影響の度合を判定するため、約 360 の植物群落に区分して設定された植生自然度①～⑩にあてはめると表 3-9-1 のとおりである。

市街地、農地など人工的改変が早くから加えられた自然度①～③の地域は、大阪平野一円から丘陵部にまで達し、府域の約 60% を占め、ススキ草原や伐跡群落で代表される自然度④～⑤の地域は府域の 0.6% にすぎない。スギ、ヒノキ等の造林地である自然度⑥の地域は、河内林業として有名な南河内から泉州の山間部に分布して府域の約 9% を占め、アカマツ群落、コナラ群落など古くから薪炭林として活用されてきた自然度⑦の二次林は府域の約 27% を占めている。ブナ・ミズナラ萌芽林など自然度⑧に相当する植生は、府域には存在しない。自然度⑨のアラカシ群落及びウバメガシ群落並びに自然度⑩のヨシクラスの湿原はそれぞれ府域の 0.5% にすぎない。

表3-9-1 植生自然度の状況

自然度	区 分 概 要	面 積	構 成 比
①	市街地、造成地等、植生のほとんど残存しない地区	635 km ²	34.2 %
②	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	457	24.6
③	果樹園、茶畑、苗圃等の樹園地	57	3.0
④	シバ群落等の背丈の低い草原	3	0.2
⑤	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	7	0.4
⑥	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	174	9.3
⑦	クヌギコナラ群落等一般には二次林と呼ばれる代償植生地区	507	27.3
⑧	ブナ・ミズナラ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区	0	0.0
⑨	ブナ群落等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区	9	0.5
⑩	自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区	9	0.5
合 計		1,858	100.0

3 鳥 獣

府域の野生鳥獣については、獣類の31種、鳥類の約270種がそれぞれ確認されている。

獣類で特徴的なものはシカ、イノシシ、ニホンザル等である。シカは能勢町の剣尾山、高槻市のポンポン山が主な生息地であるが、近年減少の傾向あり、イノシシは北摂山系一帯、和泉葛城山系に分布する。

鳥類については、北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系のアカマツ林を中心にクマタカ、サシバなどのワシタカ類やカワラヒラ、ヨタカなどの山地性の鳥類が生

息している。

また、冬期には仁徳陵、継体陵などの堀や淀川河川敷などに多数のカモ類が渡来し、春秋期には東大阪市池島町の休耕田や南港埋立地、男里川河口の干潟にシギ・チドリ類が渡来する。

平野部では、スズメ、ムクドリ、ヒバリなどが多数みられる。

4 自然公園

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された府域における自然公園は、金剛生駒国定公園と明治の森・箕面国定公園の2カ所で、総面積は約11,700ヘクタール、府民1人当たりの面積は約14㎡である（表3-9-2）。

これらの国定公園は、大都市圏の住民の身近な休養地として指定されたものであって、本府ではその有効利用を図るため自然教室、宿泊施設、休憩所、自然研究路などの諸施設を設置してきたが、近年、自然保護の重要性にかんがみ、その利用よりも保全に重点がおかれるようになってきている。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき無秩序な市街化を防止し、緑地を保全するため指定された近郊緑地保全区域は、北摂連山、金剛生駒、和泉葛城の3区域である（表3-9-3）。

表3-9-2 国定公園面積

（昭和52年3月31日現在）

公園名	指定年月日	面積	関係市町村
金剛生駒 国定公園	昭33. 4. 10	10,744.8 ha { 特別地域 10,744.5 普通地域 0.3	交野市、四条畷市、 大東市、東大阪市、 八尾市、柏原市、 羽曳野市、太子町、 河南町、千早赤阪村、 河内長野市、和泉市、
明治の森・箕面 国定公園	昭42. 12. 11	962.6 全域特別地域	箕面市
合	計	11,707.4	

表3-9-3 近郊緑地保全区域面積

(昭和52年3月31日現在)

区 域 名	面 積
北摂連山近郊緑地保全区域	9,727 ha
金剛生駒近郊緑地保全区域	11,216
和泉、葛城近郊緑地保全区域	12,589
合 計	33,532

5 森林・農地

府域の森林は、木材生産のみならず土砂流出防止機能、水源かん養、大気浄化、保健休養などの多様な機能を有しているが、南河内などの集約的林業地域を除いて資産保持的な傾向が強く、林野面積は減少の一途をたどっており、大半が宅地、ゴルフ場に転用されている(表3-9-4)。

一方、府域の農地は都市化の伸展に伴い、単に食糧供給ばかりでなく、環境保全、災害防止など大都市圏の農地として広範な機能を有している。

しかしながら耕地面積は昭和48年以降その減少率は低下する傾向にあるものの、依然として、毎年、減少の一途をたどっている(表3-9-5)。

なお、昭和50年の農地の転用状況は、住宅が約34%、公共施設が約30%を占めている。

表3-9-4 林野面積等の推移(民有林)

年 \ 区分	林野面積	伐採量	造林面積
昭 46	64,486 ha	83 千m ³	483 ha
47	63,865	116	444
48	62,317	97	275
49	59,822	50	316
50	56,886	47	225

(注) 資料は府森林育成課調による。

表3-9-5 耕地面積の推移

面積	年	昭 45	46	47	48	49	50	51
面積 (ha)		29,900	28,300	26,900	25,600	24,700	23,800	23,500

(注) 資料は近畿農政局調による。

第2節 自然環境保全対策

第1 法律、条例に基づく規制

1 規制の強化

国定公園内の特別地域（府域の国定公園面積の99.9%）においては、その風致を維持するため当該地域内における工作物の新築又は増・改築、土石の採取、土地の形状の変更等の行為については、自然公園法に基づき、知事の許可を要し、また、近郊緑地保全区域においては、無秩序な市街化を防止し、緑地を保全するため当該区域内における工作物の新築又は増・改築、宅地の造成、土石の採取等の行為については、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、知事に対する届出を要することから、これらの事務処理に際しては、自然環境の保全に重点を置いて指導監督の徹底を図り、規制を強化している。

昭和51年度におけるこれらの法律に基づく許可及び届出の状況は表3-9-6のとおりである。

また、残り少ない府域の自然環境の保全と回復を目的として制定された大阪府自然環境保全条例（昭和48年大阪府条例第2号）では、ゴルフ場の建設、住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行おうとする者に対し、知事との自然環境の保全と回復に関する協定の締結を義務づけることにより開発行為に厳しい規制を加えることとした（表3-9-7）。

一方、鳥獣保護については、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づき、野生鳥獣の保護繁殖に努めるとともに、鳥獣保護区等の設定など狩猟の適正化を進めた（表3-9-8）。

表3-9-6 国定公園等における工作物の新築等の許可・届出状況(昭和51年度)

行為の種類	国定公園	近郊緑地保全区域
建築物の新築	51 件	61 件
建築物の増築	13	19
土地形質変更	10	11
土地作物の変新更築	4	8
土地形質の変更採	1	1
土石の採取	10	32
合計	89	132

表3-9-7 府自然環境保全条例に基づく協定締結状況(昭和51年度)

行為の種類	締結件数
ゴルフ場の建設	1 件
住宅地の造成	14
事務所又は事業所の敷地の造成	6
レクリエーション施設の敷地の造成	5
業として行う廃棄物の埋立処分	10
土石の採取	21
合計	57

表3-9-8 鳥獣保護区等の設定状況

(昭和52年3月31日現在)

区分	箇所数	面積
鳥獣保護区	13	8,583.7 ha
休猟区	3	2,428.0
銃猟禁止区域	30	10,482.0

2 監視体制の強化

自然公園及び近郊緑地保全区域を中心とする自然環境の監視体制の強化の一環として、知事は、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全指導員 200 名、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣保護員 24 名及び鳥獣監視員 101 名を任命しているが、更に環境庁から任命された自然公園指導員 27 名と併せてこれらの指導員が府域における自然環境の保全と回復に関する監視、自然保護思想の普及及び地域緑化の指導に当たっている。

第2 自然環境の保全事業の実施

1 自然環境の現況等調査の実施

自然環境の保全及び回復を推進していくための基礎資料を収集するため、次の調査を実施した。

- (1) 金剛生駒国定公園等の区域及び公園計画変更調査
- (2) 協定対象行為別緑被率等調査（主要事業所及び北生駒の土取跡地等）
- (3) 自然環境保全計画調査（保全地域としての適合性等）
- (4) 自然環境総合保全整備計画策定調査（計画策定のための資料収集）
- (5) 鳥類生息調査（25ブロック、41ヵ所の時点調査）

2 国定公園等の管理及び整備

国定公園等の管理事業としては、金剛生駒国定公園、明治の森・箕面国定公園及び東海自然歩道の有効利用を図るため、園路、標識等の補修を行い、整備事業としては、金剛山・伏見峠地区整備の一環としてピクニック広場、自然研究路の整備工事、府営駐車場法面復旧工事、伏見峠道路整備工事を行ったほか、室池集団施設地区のうち広域園路の一部及び園地を整備した。

なお、府下市町村の自然公園等施設整備事業等に補助金を交付して適正利用を図るとともに、自然公園等の清掃作業の実施を箕面市ほか 7 市町村に委託して風致景観の保持に努めた。

3 緑化推進事業の実施

失なわれゆく自然と緑の生活環境を守り、積極的に自然環境の回復に努めるため、クス、イチヨウ、カイヅカイブキ、ツツジ、サツキ、サザンカ等の緑化樹を

養成し、住民が行う協同緑化及び府・市町村が行う公共施設の緑化に対して35万本の緑化樹を無償配付した。

また、茨木市に3,000本の緑化樹を配付して市街地の緑の拠点となる小樹林地0.5ヘクタールを造成したほか、堺市ほか22市町村に対して約10,000本の桜苗を配付して「桜の苑」を造成した。

更に、保安林整備事業、拡大造林などの森林造成及び府行保全林の整備による緑地保全に努めた。